

令和 8 年 9 月 28 日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、市野ジム所属ボクサーである奥田優星（ライセンスNo.53626）選手を令和 8 年 9 月 19 日より 6 ケ月間のライセンス停止処分とする。

理由： 市野ジム奥田優星選手は、令和 8 年 9 月 20 日の試合の前日計量において計量失格となり、試合がキャンセルとなった。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は奥田優星選手を令和 8 年 9 月 19 日より 6 か月間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、市野ジムのマネージャーである市野将士（ライセンスNo.25066）氏を厳重注意処分とする。

理由：市野将士氏は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション